

二子山部屋応援の会会則

第1条（名称）

本会は「二子山部屋応援の会」と称する。

第2条（目的）

本会は、二子山部屋の発展に寄与し、物心両面から支援し、二子山部屋親方及び所属力士の更なる成長を支え、併せて二子山部屋親方と力士と会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第3条（事務局）

本会の事務局は、東京都葛飾区柴又2丁目10-13 二子山部屋に置く。

第4条（活動）

本会は、二子山親方の承認のもと以下の活動を行う。

- （1）千秋楽パーティー等の各種パーティー及び親睦会の実施
- （2）入会者への特典内容の決定と実行
- （3）その他二子山部屋及び所属力士の支援に関わる一切の活動

第5条（組織）

本会は、本部（東京）後援会、関西後援会（大阪）、名古屋後援会（名古屋）、九州後援会（福岡）の4つの後援会をもって組織する。

第6条（会員の種類と年会費）

1 本会の会員の種類及び年会費並びに定員は下記のとおりとし、個人会員及び法人会員については複数口の加入も可能とする。なお、会員の種類及び年会費並びに定員については、二子山親方の承認を得て、随時変更することができる。

- (1) 個人会員 1万円 定員なし
- (2) 法人会員 3万円 定員なし
- (3) スタンダード会員 20万円 定員あり
- (4) スペシャル会員（東京）50万円 定員あり
- (5) スペシャル会員（地方）50万円 定員あり
- (6) プレミアム会員（法人のみとする）100万円 定員あり

第7条（入会資格）

下記のすべてを満たした方を会員とする。

- (1) 本会の目的および活動等に同意した方
- (2) 反社会的勢力およびその関係者でない方
- (3) 二子山部屋親方・力士及び関係者に敬意を払える方
- (4) 本会則および部屋が定める利用規約その他の規程を遵守できる方

第8条（会員期間）

本会員の会員期間は後援会ごとに下記のとおりとし、歴月の途中で入会する場合であっても、終期は下記のとおりとし、日割り計算は行わず、第6条規定の年会費を支払わなければならない。

- (1) 本部後援会 毎年1月1日から12月末日までの1年間
- (2) 関西後援会 毎年11月1日から翌年10月末日までの1年間
- (3) 名古屋後援会 毎年5月1日から翌年4月末日までの1年間
- (4) 九州後援会 毎年1月1日から12月末日までの1年間

第9条（会員特典）

- 1 会員は、会員種別ごとに、別途二子山部屋が定める特典を受けることができるものとし、特典の内容については、二子山部屋のウェブサイトへの掲載その他の方法により告知する。
- 2 前項の特典の内容については、二子山部屋において随時変更することができるものとし、変更する場合には二子山部屋のウェブサイトへの掲載その他の方法により告知する。
- 3 会員は、入会の時期により、当該年の特典であっても提供できないものがあり得ること

をあらかじめ承諾する。

第10条（会費の納入方法）

- 1、会費は、銀行振込その他本会が指定する方法により納入するものとする。
- 2、振込手数料その他の送金に要する費用は、会員の負担とする。
- 3、納入された会費は、理由の如何を問わず返金しない。年度途中で退会した場合の未経過分も同様とする。

第11条（所属後援会）

- 1、 会員は、入会時に下記の各後援会のいずれかに所属するものとする。所属先は、原則として会員の居住地または法人の所在地に基づき本会が指定する。ただし、会員の希望がある場合で、二子山親方が認めた限りはこの限りでない。
 - （1） 本部後援会（東京）
 - （2） 関西後援会（大阪）
 - （3） 名古屋後援会（名古屋）
 - （4） 九州後援会（福岡）
- 2 会員は、その希望がある場合で、二子山親方が認めた場合は、本部又は複数の後援会に重複して所属することができる。この場合、第6条の会費はそれぞれについて納入するものとする。

第12条（会員の義務）

- 1、 本会の目的と趣旨を理解し、二子山部屋及び同部屋所属力士並びに本会の活動に協力する。
- 2、 国技相撲の持続的発展のため、新弟子発掘に関する情報提供等についても協力する。
- 3、 会員は登録時の記載事項に変更が生じた場合、速やかに本会に届け出ること。届出を怠った結果生じた機会の喪失等について本会は一切責任を負わないものとする。

第13条（禁止事項）

会員は、以下に定める行為をしてはならない。

- 1、 本規約に基づく権利又は義務を第三者に譲渡、移転もしくは貸与すること
- 2、 会員特典として交付された物等の売買、譲渡、架空名義の使用、不正な名義変更及びこれらの第三者への使用許諾
- 3、 二子山親方の事前の承諾なしに、二子山部屋の名称、ロゴ等を使用し、また、二子山部屋や本会から入手したデータ、情報、文章、音源、映像、イラストその他全てのコンテンツについて、複製・転載、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻訳、出版、改変・編集等を行うこと
- 4、 二子山部屋を利用して、会員又は第三者の営利を目的とした活動及びその準備を目的とした活動
- 5、 許可なく二子山部屋の敷地や管理する場所に立ち入り、又は二子山部屋に所属する

者につきまとう行為

- 6、二子山部屋の名誉を傷つけ、信用を失墜させる行為、二子山部屋の物を毀損する行為その他二子山部屋に被害を与える行為
- 7、法律や公序良俗に反する行為
- 8、その他二子山部屋が禁止する行為

第14条（秘密保持）

- 1、会員は、本会の活動を通じて知り得た部屋の内部情報、運営に関する情報、他の会員の個人情報その他の秘密情報を、第三者に漏洩し、又は本会の目的以外の用途に使用してはならない。
- 2、前項の義務は、会員資格の喪失後も存続する。

第15条（撮影および情報発信）

- 1、稽古見学、祝賀会、部屋訪問その他本会の活動に参加した際の撮影は、本会又は部屋が許可した場合に限り行うことができる。
- 2、撮影が許可された場合であっても、撮影した写真又は動画を SNS その他の媒体に投稿するにあたっては、次の各号を遵守するものとする。
 - (1) 力士その他の被撮影者の事前の同意を得ること
 - (2) 二子山部屋又は二子山親方並びに力士の名誉もしくは信用を毀損する内容を含まないこと
- 3、本会又は二子山部屋は、前項の規定に違反する投稿がなされた場合、当該会員に対し投稿の削除を求めることができる。

第16条（通知方法）

- 1、本会から会員に対する通知は、会員名簿に登録されたメールアドレスへの電子メールの送信、または本会もしくは二子山部屋のホームページへの掲載により行う。
- 2、会員が登録情報の変更届出を怠ったことにより通知が届かなかった場合の不利益は、当該会員が負担するものとする。

第17条（個人情報の取扱い）

- 1、本会は、会員が登録した情報を適正に管理することに努める。
- 2、会員情報の利用目的は、次の各号に掲げる範囲に限定する。
 - (1) 本会の運営および会員管理
 - (2) 特典の提供
 - (3) 本会の活動に関する各種案内の送付
 - (4) その他本会の目的の達成に必要な範囲
- 3、本会は、次の場合を除き、会員情報を第三者に提供しない。
 - (1) 会員本人の同意がある場合

(2) 法令に基づく場合

(3) 本会の目的を達成するために外部委託等を必要とする場合であって、外部委託先との間で秘密保持契約を締結したとき

第18条 (退会)

会員は、下記の各号に掲げる事由によって退会となる。

- (1) 会員本人の退会の申し出があった場合。なお、退会の申し出は、会員期間満了日の1か月前までにするものとし、やむを得ない事由があると二子山親方が認めた場合にのみ即時退会を認める。
- (2) 会費納入期限又は申込書到達から1か月過ぎるも会費の納入がない場合
- (3) 本会則を違反した場合
- (4) 死亡又は解散した場合
- (5) 転居、行方不明など所在が知れなくなった場合
- (6) 次条により会員資格を喪失した場合

第19条 (会員資格喪失)

1 本会は、以下に定める事由がある場合には、会員の会員資格を喪失させることができる。その場合、年会費の返金を行わない。

- (1) 本会則又は二子山部屋が随時定める規約や規則等に違反した場合
- (2) 二子山部屋及び二子山親方並びに所属力士の名誉やプライバシー等を傷つけ、又はその目的に反する行為をした場合
- (3) 本会の会員及び関係者の名誉やプライバシー等を傷つけた場合
- (4) 違法行為等により社会的信用を失った場合
- (5) 前各号に準じる事由があり、二子山親方が会員として不適と認めた場合
- (6) その他の正当な事由がある場合

第20条 (会則の改正)

本会則は、二子山親方の承認を得て改正することができるものとし、変更はウェブサイトへの掲載その他の方法により会員に告知する。

第21条 (解散)

- 1、本会は二子山親方の承認を得て解散することができる。
- 2、解散の場合は、すべての会員に対し、解散の日の30日前までにその旨を通知するものとする。
- 3、解散時の残余財産は、二子山部屋に帰属するものとする。
- 4、解散に伴い、納入済みの会費は返還しない。

付則

- 1、本会則は令和8年5月1日より施行する。
- 2、本会則の施行に伴い、従前の二子山後援会会則に基づき二子山本部後援会、関西後援会、名古屋後援会又は九州後援会に所属していた会員は、施行日をもって本会則に基づく同名の後援会の個人会員又は法人会員として引き継がれるものとする。